

藤岡市農業委員会  
令和4年第3回  
定例会議事録

令和4年3月4日招集

## 令和4年藤岡市農業委員会第3回定例会議事録

令和4年3月4日、藤岡市農業委員長 秋山 幸夫は、令和4年藤岡市農業委員会第3回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

### [会議に付した議案]

- 議案第 13号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 14号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第 15号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第 16号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について  
議案第 17号 農用地利用配分計画（案）について  
議案第 18号 下限面積（別段の面積）の設定について  
議案第 19号 令和4年度農作業受委託料金標準額について  
報告第 5号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について  
報告第 6号 農地法関係出願等について

### [出席農業委員]（13名）

- |      |        |      |       |      |       |      |       |
|------|--------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1 番  | 秋山 幸夫  | 2 番  | 宮澤 一夫 | 3 番  | 清水 文江 | 4 番  | 浦部 隆  |
| 5 番  | 浅見 健司  | 6 番  | 折茂 新一 | 8 番  | 関根 隆雄 | 9 番  | 折茂 高弘 |
| 10 番 | 金澤 貞夫  | 11 番 | 岩下 次夫 | 12 番 | 茂木 由子 | 13 番 | 山口 暁  |
| 14 番 | 福田 俊太郎 |      |       |      |       |      |       |

### [出席農地利用最適化推進委員]（新井 正次）

### [事務局]

- |         |       |        |       |
|---------|-------|--------|-------|
| 事務局 長   | 塚本 良  | 事務局 次長 | 高田 克巳 |
| 次長補佐兼係長 | 岸 憲彦  | 主 任    | 牧 眸美  |
| 主 任     | 笠原 諒亮 |        |       |

（開会13時31分）

事務局次長 　　ただ今より令和4年第3回定例会を進行させていただきます。  
最初に議案書の訂正をお願いします。2ページ整理番号5番は申請者からの申出がありまして、土地の表示地積（㎡）一番上の「1,393のうち」を削除し、その下「1,178」を「1,393」に訂正してください。それでは本日も引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、日野地

区の推進委員さん以外のご出席はご遠慮いただいております。また下審査につきましては、中庁舎3階小会議室を用意しております。2班の委員さんは移動をお願いします。それでは開会に当たりまして、秋山会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長      ありがとうございます。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長             それでは、ただ今より令和4年第3回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数13名中、出席委員13名でありますので、本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。4番 浦部委員、5番 浅見委員の両名をお願いいたします。それでは、議事に入らせていただきます。

議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第14号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第15号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程します。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査は下欄に指定されておりますのでよろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時35分)

(再開14時38分)

議長             休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長         報告いたします。議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番から3番の3件です。整理番号1番は、市外の法人が、営農型太陽光発電パネル設置用地として一時転用するにあたり、金井の農地2筆、1,560㎡に区分地上権の設定を受けるものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書26ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、市外の法人が、営農型太陽光発電パネル設置用地として一時転用するにあたり、金井の農地2筆、2,174㎡に区分地上権の設定を受けるものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書26ページの調査書にあ

るとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。

整理番号3番は、浄法寺のIさんが、農業経営の安定を図るため、浄法寺の農地1筆、673㎡を贈与で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書27ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第13号整理番号1番から3番について、1班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

浦部委員 この方はかなりの農地を取得するのですが、何か条件を付けないと後々問題になるのではとないかと思えます。

事務局 下審査でも意見が出ましたが、この方はかなりの面積を申請しています。今後はさらに認定を取っていきたいという意向があるようです。認定を取るといことになると、農地の取得が通常より容易になりますので、今後は今回申請した農地部分の営農状況を見ながらしっかり指導していきたいと思います。

議長 よろしいですか。他に何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第13号整理番号1号について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第13号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決いたします。議案第13号整理番号2番について、これを許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第13号整理番号2番については許可と決定します。次に整理番号3番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第13号整理番号3番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第13号整理番号3番は許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号4番から7番の4件です。整理番号4番は、市外の法人が、営農型太陽光発電パネル設置用地として一時転用するにあたり、東平井の農地3筆、1,176㎡に区分地上権の設定を受けるものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書27ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号5番は、市外の法人が、営農型太陽光発電パネル設置用地として一時転用するにあたり、東平井の農地3筆、2,219㎡に区分地上権の設定を受けるものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書28ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号6番は、市外の法人が、営農型太陽光発電パネル設置用地として一時転用するにあたり、東平井の農地2筆、2,196㎡に区分地上権の設定を受けるものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書28ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号7番は、市外の法人が、営農型太陽光発電パネル設置用地として一時転用するにあたり、東平井の農地1筆、2,168㎡に区分地上権の設定を受けるものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書29ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第13号整理番号4番から7番について2班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号4番について何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第13号整理番号4番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第13号整理番号4番は許可と決定します。次に整理番号5番について何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第13号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第13号整理番号5番は許可と決定します。次に整理番号6番について何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第13号整理番号6番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第13号整理番号6番は許可と決定します。次に整理番号7番について何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第13号整理番号7番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第13号整理番号7番は許可と決定します。  
続きまして、議案第14号農地法第4条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第14号農地法第4条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは、整理番号1番から3番の3件です。整理番号1番は、市外のIさんが、高山の農地を貸露天駐車場用地として転用するもので、面積は99㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、藤岡のSさんが、上日野の農地を山林用地として転用するもので、面積は4,316㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号3番は、藤岡のSさんが、上日野の農地を露天資材置場用地として転用するもので、面積は461㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第14号整理番号1番から3番について1班の班長さんより報告がありましたが、初めに整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第14号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第14号整理番号1番は許可と決定します。  
次に整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第14号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第14号整理番号2番は面積が3,000㎡を超えていますので許可相当として群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取します。次に整理番号3番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第14号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第14号整理番号3番は許可と決定します。  
続きまして、議案第15号農地法第5条の規定による許可申請について1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第15号農地法第5条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番から4番の4件です。整理番号1番は、  
市外の法人が、上戸塚の農地を太陽光発電パネル設置用地として転用するにあたり、地上権の設定を受けるものです。面積は2,462㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、市外のMさんが、立石の農地を売買で取得し、一般住宅用地として転用するもので、面積は274.80㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号3番は、市外の法人が、金井の農地を営農型太陽光発電パネル設置用地として一時転用するにあたり、地上権の設定を受けるものです。面積は0.489㎡、農地区分は農振ですが、一時転用のため問題ありません。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号4番は、市外の法人が、金井の農地を営農型太陽光発電パネル設置用地として一時転用するにあたり、地上権の設



定を受けるものです。面積は0.574㎡、農地区分は農振ですが、一時転用のため問題ありません。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第15号整理番号1番から4番について1班の班長さんより報告がありましたが、初めに整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第15号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第15号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第15号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第15号整理番号2番は許可と決定します。次に整理番号3番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第15号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第15号整理番号3番は許可と決定します。

次に整理番号4番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第15号整理番号4番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第15号整理番号4番は許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第15号農地法第5条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号5番から11番の7件です。整理番号5番は、市外の医療法人が、小林の農地を売買で取得し、医療施設(病院)用地として転用するもので、面積は20,312㎡、農地区分は第1種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号6番は、市外の法人が、篠塚の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,611㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号7番は、神田のTさんが、神田の農地を贈与で取得し、露天駐車場及び露天資材置場用地として転用するもので、面積は1,505㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号8番は、市外の法人が、東平井の農地を営農型太陽光発電パネル設置用地として一時転用するにあたり、地上権の設定を受けるものです。面積は0.422㎡、農地区分は農振ですが、一時転用のため問題ありません。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号9番は、市外の法人が、東平井の農地を営農型太陽光発電パネル設置用地として一時転用するにあたり、地上権の設定を受けるものです。面積は0.514㎡、農地区分は農振ですが、一時転用のため問題ありません。下審査においては申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号10番は、市外の法人が、東平井の農地を営農型太陽光発電パネル設置用地として一時転用するにあたり、地上権の設定を受けるものです。面積は0.51㎡、農地区分は農振です

が、一時転用のため問題ありません。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号11番は、市外の法人が、東平井の農地を営農型太陽光発電パネル設置用地として一時転用するにあたり、地上権の設定を受けるものです。面積は0.528㎡、農地区分は農振ですが、一時転用のため問題ありません。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長

議案第15号整理番号5番から11番について、2班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号5番について、審議・採決に入りますが、その前に農業委員会等に関する法律第31条の規定により本議案に関する委員は、審議終了まで退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長

それでは、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第15号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第15号整理番号5番は面積が3,000㎡を超えていますので許可相当として群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取します。

(関係委員着席)

議長  
す。

次に整理番号6番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第15号整理番号6番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第15号整理番号6番は許可と決定します。次に整理番号7番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので採決します。議案第15号整理番号7番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第15号整理番号7番は許可と決定します。次に整理番号8番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので採決します。議案第15号整理番号8番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第15号整理番号8番は許可と決定します。次に整理番号9番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので採決します。議案第15号整理番号9番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第15号整理番号9番は許可と決定します。次に整理番号10番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので採決します。議案第15号整理番号10番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第15号整理番号10番は許可と決定します。次に整理番号11番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので採決します。議案第15号整理番号11番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第15号整理番号11番は許可と決定します。続きまして、議案第16号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第16号について、事務局の説明が終わりましたが、初めに議案書8ページから11ページの利用権の設定について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第16号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画利用権の設定について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第16号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画利用権の設定については原案のとおり決定します。次に議案書14ページの所有権の移転について審議・採決に入りますが、その前に農業委員会等に関する法律第31条の規定により本議案に関する委員は、審議終了まで退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長                    それでは、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長                    特に意見もないようですので、採決します。議案第16号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画所有権の移転について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長                    挙手全員でございますので、議案第16号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画所有権の移転については原案のとおり決定します。

(関係委員着席)

議長                    続きまして、議案第17号農用地利用配分計画（案）について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長                    ただ今、議案第17号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長                    特に、意見もないようですので、議案第17号農用地利用配分計画（案）について、特に意見なしということよろしいですか。

(異議なし)

議長                    異議なしと認め、議案第17号農用地利用配分計画（案）については、そのように決定します。続きまして、議案第18号下限面積（別段の面積）の設定について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 　　ただ今、議案第18号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

浅見職務代理 　新聞に下限面積の見直しについて記事が出ていましたが、少し問題になるのではないかと思います。今後その問題が出てきた場合、藤岡市では見直しをするのですか。

事務局 　　お答えします。今日の新聞に出ていたと思いますが、先ほどの説明の中で農地法第3条で規定している下限面積が、北海道は2ヘクタール、都府県では50アールと規定されています。しかしすでにほとんどの市町村で地域の実情に応じて下限面積の設定を行っております。現在、担い手不足等により耕作放棄地が増加しているといった状況があります。そんな中で今後農地の取得要件を少し緩和していくという動きもあるようです。ただ今現在具体的な指示がありません。今後国や県の動向を見ながら担い手不足等にあわせて下限面積の引き下げが必要であれば、委員さんに提案させて頂きます。ただ、来年度につきましては現在のまま据え置きとさせて頂きます。

(意見なし)

議長 　　特に、意見もないようですので、採決します。議案第18号下限面積（別段の面積）の設定について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 　　挙手多数でございますので、議案第18号下限面積（別段の面積）の設定については原案のとおり決定します。続きまして、議案第19号令和4年度農作業受委託料金標準額について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 　　ただ今、議案第19号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第19号令和4年度農作業受委託料金標準額について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でございますので、議案第19号令和4年度農作業受委託料金標準額については原案のとおり決定します。続きまして、報告第5号・6号を一括上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長

ただ今、報告第5号・6号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長

特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和4年第3回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(審議終了 15時16分)